
最近の証券取引等監視委員会による証券検査を巡る動向：証券会社検査に係る指摘事例と発生原因等

（証券取引等監視委員会からの寄稿）

平成 22 . 2

平成 22 年 1 月より、証券取引等監視委員会から、個別の調査・検査事案から得られる問題意識を中心とした最新のトピックについて定期的に御寄稿いただいております。

第 2 回目のテーマは、「最近の証券取引等監視委員会による証券検査を巡る動向：証券会社検査に係る指摘事例と発生原因等」についてです。

「最近の証券取引等監視委員会による証券検査を巡る動向：証券会社検査に係る指摘事例と発生原因等」

証券取引等監視委員会事務局 証券検査課
課長補佐 伊佐 浩明

1. はじめに

証券取引等監視委員会(以下「監視委」という。)は、平成 17 年の検査体制一元化に伴う財務の健全性検査など検査対象範囲の拡大に加え、同 19 年の金商法施行により検査対象先が飛躍的に増加する中で、効率的な検査の実施に努めてきたところである。今回の寄稿においては、最近の証券会社検査の結果等について若干私的な感想も交え、思うところを申し述べてみたい。なお、本稿中、意見にわたる部分については、私見であることをあらかじめお断りしておく。

2. 最近の証券会社検査の状況

ここ 1 年くらいの検査における主な指摘事項として、以下のものが挙げられる。

売買審査態勢の不備

- ・ 内部者取引等不公正取引未然防止の観点からの売買審査未実施
- ・ DMA 取引に係る不十分な売買審査態勢 等

法人関係情報の管理態勢の不備

- ・ 引受審査部が取得した法人関係情報を売買審査部へ報告することを失念
- ・ 海外関連会社が関与する M&A 案件に係る法人関係情報の登録漏れ

空売りの明示義務に係る内部管理態勢の不備

- ・ フェイルを多数発生させている空売り注文顧客について、フェイル発生原因等に係る確認の未実施

特定の上場金融商品の相場を固定させる目的をもって買付けの申込み等を行う行為

違法な勧誘行為が組織的に行われるなど、経営管理態勢に係る重大な不備

- ・ コンプライアンスよりも収益を優先した営業推進を行い、多数の顧客に投信の乗換えに係る重要事項の説明をせず、管理者もこうした状況を黙認

電子情報処理組織の管理が十分でない認められる状況

- ・ 電子情報処理組織の管理に係る業務改善命令を受けて金融庁に報告した改善策の実施状況が不十分
- ・ 大規模なシステム障害が立て続けに発生したことに加え、障害復旧態勢の整備が不十分

異名義入金に係る顧客管理態勢の不備

- ・ 証券口座名義と銀行口座名義が異なっても入金が可能で、有価証券の買付けが可能となるなど顧客管理態勢に不備

顧客管理に関しては、「顧客の本人確認」や「疑わしい取引の届出」に係る内部管理態勢についても、引き続き監視委検査において確認することとしている。

3．問題点の発生原因等

このような指摘の発生原因については、各社各様でさまざまな要因が複合的に作用していると言えそうだが、たとえば、

- ・ 役職員に社内規程、自主規制規則を含めた法令遵守意識が不十分である
- ・ コンプライアンス担当部長が十分に機能を発揮していない
- ・ 当局の検査結果や内部監査の指摘事項について改善状況のフォローアップが十分に行われていない
- ・ コンプライアンスに関する社内研修等が十分行われていない

といったことは、問題点を指摘される会社では、概ね共通して見られるようである。また、「コンプライアンスよりも収益を優先した営業推進」などは、私が初めて証券行政に携わるようになった損失補てん問題の興奮冷めやらぬ平成4年当時によく言われた問題点であった。いまだにこういった指摘が行われること自体考えさせられてしまうが、これも一つの現実である。

一方、近年、目立つようになったシステムリスク管理態勢に関する指摘については、システムリスク管理の重要性に関する認識が経営陣以下、役職員に希薄であることが原因といった根本的な問題が指摘されている事例が目につく。また、口座数の飛躍的な増加など一昔前と比べると隔世の感のあるネット証券会社においても、システムリスクの問題に加えて、経営陣が非対面取引の特性を考慮した顧客管理態勢の必要性、重要性に対する認識を欠いていることから、異名義入金等の問題が放置されている事例がいくつか見られる。ネット証券会社はシステムへの信頼がすべてとといった事業形態であり、経営陣にはシステムリスク管理態勢の整備において主導的役割を果たすことが期待されている。

指摘事項の背後には、内部管理態勢上の問題があることが少なくないが、中でも、内部監査態勢が不十分な場合が多いと言えそうである。内部監査に係る社内規程を定めていないというのは論外としても、社内規程や組織は一応体裁を整えているものの、その遵守が徹底されていないあるいは監査が有効に機能していないといった会社が多いように思われる。

内部監査態勢を整備する上で肝腎なことは、社内規程や組織など器を整備することは当然として、いかに営業部門に対して実効性のある内部牽制効果が発揮できる建付けにできるかどうかということに尽きる。さらに言うと、その内部牽制が有効に機能しているかどうかについて、経営陣が常に注意を払い検証していく態勢の構築が必要と考える。もちろん、会社の規模や事業内容などにより一律に論じられないことは言うまでもないが、一昨年のリーマンショックが起きた原因等を考えるにつけ、内部監査態勢をはじめ内部管理態勢全体を充実・強化するという意味で、重要な点ではないだろうか。

4．おわりに

最後に、監視委の検査に関する最近の取組み等について、若干ご説明をさせていただきたい。

監視委は、金融商品・取引の複雑化・多様化・グローバル化といった環境変化や金融商品取引法の施行をはじめとする制度の変革など、わが国金融・資本市場における大きな状況変化に対応するため、これまで以上に効率的かつ効果的な検査の実

現を目指し、一昨年９月、業務点検プロジェクトを立ち上げ検討を行った。

同プロジェクトでは、効率的・効果的な証券検査を実現するために検査の手続き面を中心に点検を行い、業界団体等からの意見も踏まえながら、改善すべき点がないか検討を行い、昨年７月、その結論等を踏まえ、これまでの法令違反行為の検証を基本としつつもさらに進んで内部管理やリスク管理の態勢に着目した検査を一層充実させる旨を盛り込むなど基本指針を改正し、検査実務に反映させることとしたところである。

監視委としては、今後とも証券業界をはじめ関係者の皆様からのご意見も参考にしながら、制度や市場の変化に対応した証券検査のあり方について前向きな検討（取組み）を行って参りたいと考えている。

（以 上）